

令和元年(2019年)10月31日(木)
健康医療福祉部医療政策課
(県・市町 健康医療福祉担当部課長会議資料)

小児救急医療体制の再編について

1. 再編の必要性

- ・小児科医の偏在により、各二次医療圏で二次救急医療を完結することが困難になっている。
- ・働き方改革法の施行により、現在の状況の維持も不可能となる。

このことから、平成30年3月に改定した第7期滋賀県保健医療計画では、「周産期医療ブロックと整合性をとった4ブロック化」および日本小児科学会の『中核病院小児科・地域小児科センター登録事業』を参考に「二次救急医療体制の再編」を進めるとした。

2. 再編の基本的な考え方

- (1) 「二次・三次小児救急医療機関」を統合し、小児科医を集中させることにより、小児救急医療体制の充実および強化を図る。

※初期小児救急医療機関(診療所および休日急患診療所)は現行のまま

- (2) 日本小児科学会の「中核病院小児科・地域小児科センター登録事業」を基本に再編を行う。

3. 再編の体制(案)

「休日・夜間の二次救急医療の集約」

本県の名称(案)	小児科学会の分類	施設名	役割
高度小児救急医療機関	中核病院	滋賀医科大学医学部附属病院	・小児科医の安定供給 ・基幹病院で受入不可の患者の受入
基幹小児救急医療機関	地域小児科センター	大津赤十字病院 済生会滋賀県病院 近江八幡市立総合医療センター 長浜赤十字病院	・休日夜間の救急を受ける ・通常時間帯の救急を受ける ・通常時間帯の外来診療および入院診療
小児救急医療機関	地域振興小児科	市立大津市民病院 高島市民病院 公立甲賀病院 彦根市立病院	・通常時間帯の救急を受ける ・通常時間帯の外来診療および入院診療
		済生会守山市民病院 近江草津徳洲会病院 日野記念病院 東近江総合医療センター	・診察している患者の救急対応(時間帯を問わず)

4. 再編のためのスケジュール

- ・滋賀県小児救急医療体制検討部会の開催
第1回(平成31年1月18日)、第2回(令和元年6月6日)を開催
令和2年度も開催
- ・ブロック毎の検討会を今年度中に開催
- ・令和2年度中に再編の始期を決定し、予算についても検討を行う。

〈再編後のイメージ〉

